

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨並びに台風 25 号により住家に被害を受けた
埼玉土建国保の被保険者のみなさま
～申請により医療機関での一部負担金が免除されます～

<対象者と取扱期間>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、以下の書類の交付を受けている組合員

①令和 8 年 8 月 13 日からの大雨災害

対象地域		災害救助法 適用日
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、 佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、 酒々井町、九十九里町	2026 年 8 月 13 日

◇取り扱いの期間と免除対象

令和 8 年 8 月 13 日から 10 月末までの診療、調剤及び訪問看護の一部負担金額

※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません

②令和 8 年台風 25 号による災害 上記①の対象地域と下記地域

対象地域		災害救助法 適用日
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、 流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、 匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、 長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	2026 年 9 月 20 日
東京都 (1 町)	大島町	2026 年 9 月 21 日

◇取り扱いの期間と免除対象

令和 8 年 9 月 20 日(大島町は 9 月 21 日)から 11 月末までの診療、調剤及び訪問看護の一部負担金額

※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません

一部負担金免除対象	証明書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合	罹災証明書 ※罹災証明書の交付を受けていれば被災の程度は問いません
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合	医師の診断書 ※1カ月以上の治療を有すると認められるものをいう
主たる生計維持者の行方が不明である方の場合	警察に提出した行方不明の届出の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方の場合	公的に交付される書類であって事実の確認が可能なもの （税務署に提出する廃業届等）
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合	雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

<申請方法>

「一部負担金免除申請書」（所属支部にあります）に必要事項を記入し、上記「証明書類」を添付して、所属の支部まで提出ください。後日「一部負担金免除証明書」を交付いたします。

<一部負担金還付申請方法>

既に医療機関窓口で一部負担された方は、「還付申請書」（所属支部にあります）に必要事項を記入し、上記「証明書類」、医療機関で支払った「領収書」を添付して、所属の支部まで提出ください。後日、お届け頂いている「一部負担金払戻口座」へ振り込みいたします。

お問い合わせは
所属の支部 または 国保組合業務課 ☎048-839-0071